

ページ	段	行	誤	正
令和五年三月十六日（号外第五十二号）公布外務省令第三号（国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令）	一四	三	附則第三項の表	附則第三項を削る。
			を削る。	る。